

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	平成30年6月14日
【事業年度】	第27期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	沖縄セルラー電話株式会社
【英訳名】	OKINAWA CELLULAR TELEPHONE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 湯浅 英雄
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 上原 靖
【最寄りの連絡場所】	沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 上原 靖
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	55,759	59,585	62,656	63,017	65,176
経常利益 (百万円)	9,259	10,382	11,275	11,753	12,511
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,843	6,700	7,505	7,999	8,645
包括利益 (百万円)	6,129	6,933	7,642	8,443	8,945
純資産額 (百万円)	55,821	60,534	65,637	71,304	77,054
総資産額 (百万円)	68,194	73,995	78,510	84,113	90,620
1株当たり純資産額 (円)	1,984.11	2,149.43	2,325.59	2,521.55	2,727.90
1株当たり当期純利益金額 (円)	213.70	245.07	274.49	292.56	316.20
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	79.6	79.4	81.0	82.0	82.3
自己資本利益率 (%)	11.1	11.9	12.3	12.1	12.0
株価収益率 (倍)	12.30	14.26	11.46	12.32	12.38
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,906	13,845	14,350	15,792	12,563
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,876	11,349	11,166	12,815	8,704
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,765	2,807	2,957	3,060	3,417
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	3,061	2,749	2,974	2,891	3,332
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	251 (155)	274 (151)	282 (133)	283 (134)	331 (97)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
営業収益 (百万円)	53,245	56,927	60,066	60,565	62,547
経常利益 (百万円)	8,442	9,502	10,343	11,164	12,461
当期純利益 (百万円)	5,567	6,492	7,237	8,024	9,090
資本金 (百万円)	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414
発行済株式総数 (株)	27,342,000	27,342,000	27,342,000	27,342,000	27,342,000
純資産額 (百万円)	53,582	57,901	62,587	67,914	74,002
総資産額 (百万円)	63,401	69,427	74,026	79,638	86,268
1株当たり純資産額 (円)	1,959.70	2,117.69	2,289.08	2,483.90	2,706.57
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	81.50 (39.50)	88.00 (42.00)	96.00 (46.00)	105.00 (50.00)	117.00 (55.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	203.61	237.46	264.70	293.50	332.46
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	84.5	83.4	84.5	85.3	85.8
自己資本利益率 (%)	10.7	11.6	12.0	12.3	12.8
株価収益率 (倍)	12.91	14.72	11.88	12.28	11.78
配当性向 (%)	40.0	37.1	36.3	34.1	35.2
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	168 (84)	166 (87)	171 (84)	171 (89)	201 (52)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【沿革】

平成2年10月に本土と沖縄の経済人が沖縄振興のために協力していくことを目的とした「沖縄懇話会」が発足し、その中で、携帯電話会社を設立する方針が明らかにされました。

このような背景のもとで、当社は沖縄地域において携帯・自動車電話サービスを行う会社として、第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）をはじめ有力企業の出資により、平成3年6月1日に設立いたしました。

その後の経緯は以下の通りであります。

平成4年3月	第一種電気通信事業許可を郵政省から受ける。
平成4年4月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
平成4年7月	セルラー電話サービス契約約款の認可を郵政省から受ける。
平成4年10月	携帯・自動車電話サービス開始。
平成6年4月	移動機売切り制の実施。
平成7年7月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
平成9年4月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成12年6月	第3世代携帯電話システム（IMT-2000）の認可を郵政省から受ける。
平成12年7月	携帯電話サービスのブランドau（エーユー）の開始。
平成14年11月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成21年2月	沖縄県南城市に「南城ネットワークセンター」を新設。
平成21年11月	ASP事業を開始。
平成22年1月	沖縄通信ネットワーク株式会社を子会社化。
平成22年3月	固定通信事業を開始。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに上場。
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場。
平成25年8月	沖縄県那覇市松山に新社屋「沖縄セルラービル」を建設し、本店所在地を移転。
平成26年9月	沖縄バリューイネイブラー株式会社（子会社）を設立。
平成28年3月	沖縄県豊見城市に「とみぐすくネットワークセンター」を新設。
平成28年8月	沖縄バリューイネイブラー株式会社は、UQモバイル沖縄株式会社に商号変更。
平成29年9月	沖縄セルラーアプリ&マルシェ株式会社を会社分割により設立。

3【事業の内容】

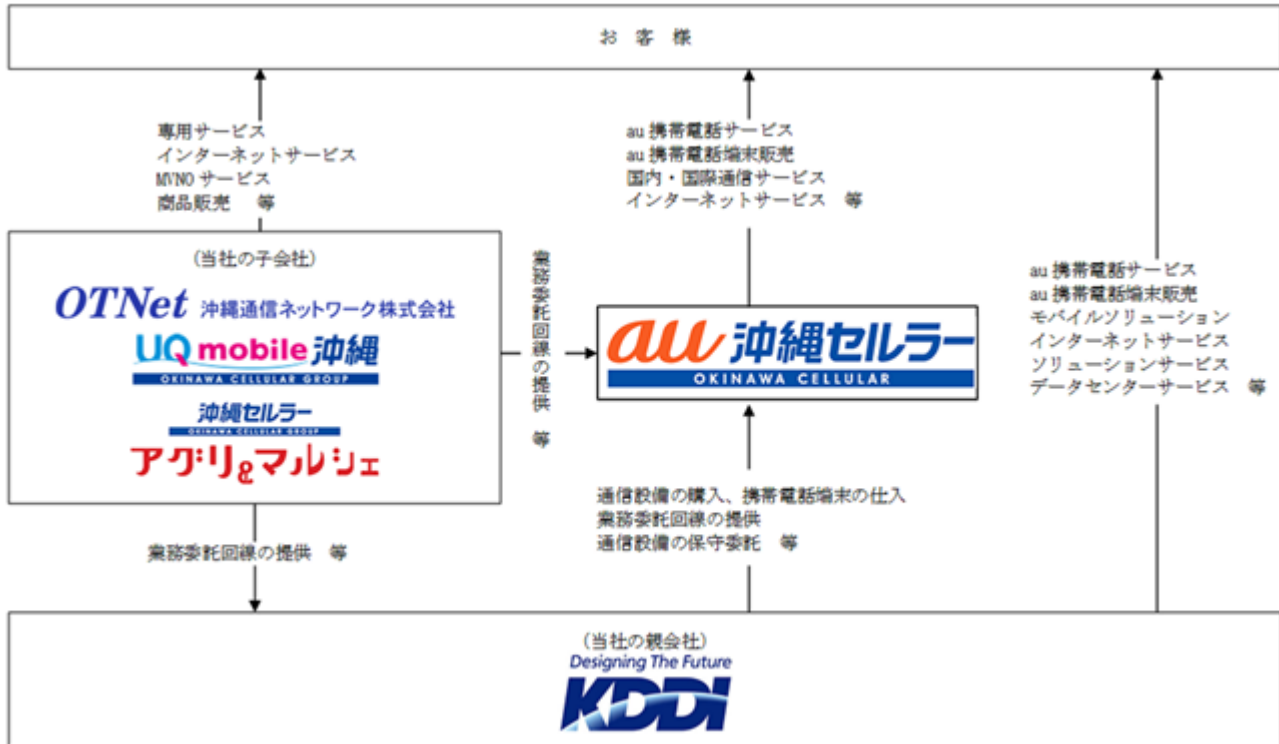
(1) 事業の内容

当社の企業集団は、当社及び連結子会社である沖縄通信ネットワーク株式会社、UQモバイル沖縄株式会社、沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社、並びに親会社であるKDDI株式会社により構成されており、モバイルサービスや、国内・国際通信サービス、インターネットサービス等を提供する電気通信事業を主な事業内容としております。

事業区分の方法につきましては「電気通信事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(2) 事業に係る法規制

当社は自ら電気通信設備を設置して電気通信サービスを提供する電気通信事業者であり、電気通信事業を行うにあたり電気通信事業法に基づく登録等を受ける必要があります。また、無線基地局、無線システムを用いた中継伝送路などの電気通信設備の設置にあたっては、電波法による無線局の免許等を受ける必要があります。その概要は以下のとおりです。

電気通信事業法

a. 電気通信事業の登録（第9条）

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りではない。

b. 変更登録等（第13条）

第9条の登録を受けた者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。

c. 登録の取消し（第14条）

総務大臣は、第9条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

- ・ 当該第9条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- ・ 不正の手段により第9条の登録又は第13条第1項の変更登録を受けたとき。
- ・ 第12条（登録の拒否）第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

d. 電気通信事業の届出（第16条）

イ. 電気通信事業を営もうとする者（第9条の登録を受けるべき者を除く。）は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

ロ. 同届出をした者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

e. 承継（第17条）

イ. 電気通信事業の全部の譲渡があったとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があったときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人は、電気通信事業者の地位を承継する。

ロ. 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

f. 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）

イ. 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

ロ. 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。

g. 基礎的電気通信役務の契約約款（第19条）

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

h. 提供条件の説明（第26条）

電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、電気通信役務の提供を受けようとする者と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

i. 苦情等の処理（第27条）

電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

j . 禁止行為等 (第30条)

イ . 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が四分の一を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を次に掲げる規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

ロ . 指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- ・その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- ・他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

ハ . 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第1項の規定により指定された電気通信事業者又は第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

ニ . 第1項の規定により指定された電気通信事業者及び第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

k . 電気通信回線設備との接続 (第32条)

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- ・電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- ・当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- ・前2号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

1 . 第二種指定電気通信設備との接続 (第34条)

イ . 総務大臣は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が十分の一 (前年度末及び前々年度末における割合の合計を2で除して計算。) を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

ロ . 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、その実施の7日前までに、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

m . 外国政府等との協定等の認可 (第40条)

電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

n . 事業の認定 (第117条)

電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定 (土地の使用) の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

o . 欠格事由（第118条）

次の各号のいずれかに該当する者は、前条（事業の認定）第1項の認定を受けることができない。

- ・この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・第125条（認定の失効）第2号に該当することにより認定がその効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者又は第126条（認定の取消し）第1項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・法人又は団体であって、その役員のうちの前2号のいずれかに該当する者があるもの

p . 変更の認定等（第122条）

認定電気通信事業者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

q . 承継（第123条）

イ . 認定電気通信事業者たる法人が合併又は分割をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

ロ . 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の全部の譲渡しをしたときは、当該認定電気通信事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

r . 事業の休止及び廃止（第124条）

認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

s . 認定の取消し（第126条）

総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- ・第118条（欠格事由）第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- ・第120条（事業の開始の義務）第1項の規定により指定した期間（同条第3項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業を開始しないとき。
- ・前2号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

電波法

a . 無線局の開設（第4条）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

b . 欠格事由（第5条第3項）

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- ・この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・第75条第1項又は第76条第4項（第4号を除く。）若しくは第5項（第5号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・第27条の15第1項（第1号を除く。）又は第2項（第3号及び第4号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・第76条第6項（第3号を除く。）の規定により第27条の18第1項の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

c . 免許の申請（第6条）

無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- ・目的
- ・開設を必要とする理由
- ・通信の相手方及び通信事項
- ・無線設備の設置場所
- ・電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- ・希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）
- ・無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日
- ・運用開始の予定期日

- ・他の無線局の第14条第2項第2号の免許人又は第27条の23第1項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
- d．変更等の許可（第17条）

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- e．免許の承継等（第20条）
 - イ．免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。
 - ロ．免許人たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。
 - ハ．免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しをしたときは、譲受人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。
- f．無線局の廃止（第22条）

免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- g．免許状の返納（第24条）

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1か月以内にその免許状を返納しなければならない。
- h．登録の取消し等（第24条の10）

総務大臣は、登録検査等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

 - ・第24条の2第5項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ・第24条の5第1項又は第24条の6第2項の規定に違反したとき。
 - ・第24条の7第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。
 - ・第10条第1項、第18条第1項若しくは第73条第1項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽って通知したこと又は同条第3項に規定する証明書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
 - ・その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行ったとき。
 - ・不正な手段により第24条の2第1項の登録又はその更新を受けたとき。
- i．目的外使用の禁止等（第52条）

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- j．目的外使用の禁止等（第53条）

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。
- k．目的外使用の禁止等（第54条）

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。

 - ・免許状等に記載されたものの範囲内であること。
 - ・通信を行うため必要最小のものであること。
- l．目的外使用の禁止等（第55条）

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。
- m．混信等の防止（第56条）

無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。
- n．秘密の保護（第59条）

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条第1項又は第164条第3項の通信であるものを除く。第109条並びに第109条の2第2項及び第3項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- o．検査（第73条）

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等を検査させる。
- p．無線局の免許の取消等（第76条）
 - イ．総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。
 - ロ．総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて、包括免許又は第27条の29第1項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができる。

- 八．総務大臣は、前2項の規定によるほか、登録人が第三章（無線設備）に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、3か月以内の期間を定めて、その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止することができる。
- ニ．総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- ・ 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
 - ・ 不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - ・ 第1項の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - ・ 免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- ホ．総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。
- ・ 第27条の5第1項第4号の期限（第27条の6第1項の規定による期限の延長があったときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
 - ・ 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
 - ・ 不正な手段により包括免許若しくは第27条の8第1項の許可を受け、又は第27条の9の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - ・ 第1項の規定による命令若しくは制限又は第2項の規定による禁止に従わないとき。
 - ・ 包括免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- ヘ．総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- ・ 不正な手段により第27条の18第1項の登録又は第27条の23第1項若しくは第27条の30第1項の変更登録を受けたとき。
 - ・ 第1項の規定による命令若しくは制限、第2項の規定による禁止又は第3項の規定による命令、制限若しくは禁止に従わないとき。
 - ・ 登録人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- ト．総務大臣は、第4項（第4号を除く。）及び第5項（第5号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき並びに前項（第3号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であった者が受けている他の無線局の免許等又は第27条の13第1項の開設計画の認定を取り消すことができる。

非対称規制の整備

平成13年6月22日に公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」では、電気通信事業者の市場支配力に着目し、市場支配力の有無で個々の電気通信事業者への規制内容が決まる非対称規制を導入する措置が講じられました。

市場支配力を有する電気通信事業者には、反競争的行為を防止、除去するための規制が導入される一方で、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定の認可制等が一定の条件のもとで届出制に緩和される措置が講じられました。

また、これにともない、平成13年11月30日には、市場支配的な電気通信事業者の禁止される具体的な行為等を明確化した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が、総務省と公正取引委員会の共同で策定されました。

なお、こうした非対称規制は移動体通信事業分野にも導入され、当社の設備が第二種指定電気通信設備として指定を受け、接続約款の届出が義務づけられました。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) KDDI株式会社 (注)2	東京都新宿区	141,851	パーソナル事業 バリュー事業 ビジネス事業 グローバル事業	被所有 51.5	通信設備の購入及び賃借、保守。 携帯電話端末の仕入。 業務委託回線の提供。 役員の兼任あり。 資金貸付あり。
(連結子会社) 沖縄通信ネットワーク株式会社 (注)3	沖縄県那覇市	1,184	電気通信事業	54.2	通信設備の賃借、保守。 業務委託回線の提供。 役員の兼任あり。 資金貸付あり。
UQモバイル沖縄株式会社	沖縄県那覇市	10	電気通信事業	100.0	通信設備の賃貸。 携帯電話端末の販売。 資金貸付あり。
沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社	沖縄県那覇市	10	農産物生産、販売事業 観光事業	100.0	設備の賃貸。 資金貸付あり。

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 有価証券報告書を提出しております。
 3. 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
電気通信事業	331(97)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループから当社グループ外への出向者を除いております。)であり、臨時雇用人員は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループの事業セグメントは電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
3. 従業員の増減の主な要因は、契約社員を正社員として採用したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
201(52)	40.8	10.8	7,429,143

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(社外から当社への出向者43名を含み、当社から社外への出向者21名を除いております。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
4. 従業員の増減の主な要因は、契約社員を正社員として採用したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、事業環境の急速な変化と高度化・多様化するお客様のニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、電気通信における付加価値の向上に努め、高品質なサービスを低廉な料金で提供し社会の発展に貢献するとともに、お客さまに満足していただける企業、親しみと尊敬に値する企業を目指してまいります。

また、キャッシュ・フローを重視した高収益企業体質を構築することにより、株主および投資家の皆さまにとって魅力ある企業となるよう努めていくことを会社経営の基本方針としております。

(2) 経営戦略等及び対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、競合他社とのサービス、端末等での差別化が困難となり、市場の同質化が進む一方で、MVNO各社による格安SIMサービス等の普及が拡大する等、大きく変化しております。

競争軸も従来の通信分野から、通信以外の分野を含む幅広い領域にシフトしており、通信各社に加え異業種とも競争する段階にきております。今後、あらゆる産業分野でIoTが進展すると、この動きはより一層加速するものと想定されます。

そのような環境のもと当社グループは、県内唯一の総合通信事業者として通信サービスをワンストップで提供できる総合力を活かし、各種サービス（au携帯電話、UQmobile、auひかりちゅら）をお客様のニーズに合わせてご提供するとともに、auショップ等のタッチポイントを生かすことにより顧客基盤の拡大を図ってまいります。

今後も経営環境の変化に迅速に対応し、当社の経営目標としている「3増（増収・増益・連続増配）」を目指すと同時に、「地元で全力！」のキャッチフレーズのもと、地域に密着した事業活動を展開し、地域社会の更なる発展に貢献してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、継続的な成長を実現するために、主な経営指標として営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益、フリー・キャッシュ・フローを掲げており、これらの指標の変化に加え、利用者の動向を示す指標として各サービスの純増数、au通信ARPA等を重視しております。

(4) 経営環境

情報通信市場は、携帯電話事業者が提供するサービス等の同質化が進む中で、MVNO各社による格安SIMサービス等の立ち上がりもあり、競争環境は厳しさを増しております。

さらに、IoTや人工知能（AI）等のテクノロジーの発展もあり、事業環境は新たな局面を迎えております。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

また、現時点では必ずしもリスクとして認識されない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

なお、当社グループは、これらのリスクによる問題発生の可能性を認識した上で、その発生回避及び発生した場合の適時適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限られるものではありませんのでご留意ください。

(1) 他の事業者や他の技術との競争、市場や事業環境の急激な変化

日本の情報通信市場は、携帯電話からスマートフォンやタブレット等の「スマートデバイス」への移行が進む中、携帯電話事業者が提供するサービス等の同質化や、MVNO各社による格安SIMサービス等の普及が進んでおります。また、通信事業者は新たな収益の確保に向けて通信以外のサービスへ事業領域を拡大しており、各社の事業戦略は異業種との競争も見据えた大きな転換期にあります。さらに、総務省による「スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針」を踏まえた携帯電話事業者への要請及びガイドライン等の制度面の変化、IoTや人工知能(AI)等のテクノロジーの発展もあり、情報通信市場全般の事業環境は新たな局面を迎えております。

そのような環境のもと当社グループは、県内唯一の総合通信事業者として、au携帯電話サービス、UQmobileサービス、auひかりちゅらサービスをお客様のニーズに合わせてご提供することにより顧客基盤の拡大を図ってまいります。また、強みであるお客さま基盤とauショップ等のタッチポイントを生かしau WALLETを核とする「au経済圏」の循環モデルを構築してまいります。

当社グループはお客様に向けたサービス内容の拡充に努めておりますが、他の事業者や他の技術との競争、市場や事業環境の急激な変化により、主に以下の事項に不確実性が存在し、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・当社グループの期待通りの需要が存在するかどうか
- ・当社グループの期待通りに契約数を維持拡大できるかどうか
- ・契約者のサービス利用頻度が下がることによる通信料収入の低下
- ・競争激化に伴う料金値下げによる通信料収入の低下、販売コミッションやお客維持コストの増大
- ・端末の高機能化等に伴う端末価格の上昇、販売コミッションの増加
- ・他の電気通信事業者との接続料金値上げの可能性
- ・不測の事態が発生した場合であってもネットワーク及びコンテンツの品質等がお客様の満足度を維持できるかどうか
- ・他の事業者と比較して、常により魅力のある端末やコンテンツ等の商品、サービスを提供できるかどうか
- ・異業種との提携、固定通信と移動通信のセット販売、他の格安スマホ事業者との競争の激化、他事業者の事業領域の拡大等の事業環境の変化に伴う競争の激化
- ・迷惑メール、主にスマートフォンのセキュリティ脆弱性がもたらす脅威によるお客様満足度の低下や防止対応コストの増加
- ・無料通話アプリ等の拡大に伴う音声通話料収入の縮小
- ・新周波数対応による基地局建設やデータトラフィック急増に伴うネットワークコストの増加
- ・当社の必要に応じた周波数を獲得できるかどうか
- ・新たな高速データ無線技術による競争激化
- ・通信方式、端末、ネットワーク、ソフトウェア等における特定技術への依存による影響
- ・物販事業拡大に伴う商品不具合への対応
- ・新規事業への参入等により期待通りの収入をあげられるかどうか

(2) 通信の秘密及び個人情報・顧客情報の保護

当社は電気通信事業者として通信の秘密の保護を遵守するとともに、個人情報・顧客情報保護に関して、リスクマネジメント部を設置して内部及び業務委託先等からの情報漏洩防止及び外部ネットワークからの不正侵入の防止に関わる全社的対応策の策定及び実施に取り組んでおります。

また、個人情報・顧客情報を管理している情報システムの利用制限や利用監視の強化を行い、「情報セキュリティポリシー」を制定するとともに、情報セキュリティ管理者を各部に配置し、個人情報・顧客情報が適切に保護されるよう管理に努め、個人情報・顧客情報保護に関する監督組織として情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報・顧客情報の取り扱いの監督をするとともに、適切な個人情報・顧客情報保護推進のために必要な施策を講じております。特に販売店であるauショップに対しては、店舗業務の改善、監査、並びに教育、啓発活動を徹底することにより、通信の秘密及び個人情報・顧客情報の保護に全力を尽くして取り組んでおります。

このように個人情報・顧客情報については社内管理体制を整備し、社員及び業務委託先等の個人情報・顧客情報に対する意識を高めるよう全社を挙げて取り組んでおりますが、将来において情報の漏洩が発生しないという保証はありません。情報の漏洩が発生した場合、当社グループのブランドイメージや信頼性の失墜、莫大な補償を伴う可能性があり、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に通信の秘密及び個人情報・顧客情報保護体制の整備のため、更なるコストが増加する可能性があります。

(3) 自然災害・事故等

当社グループは音声通信、データ通信等のサービスを提供するために、国内外の通信ネットワークシステム及び通信機器等に依存しております。当社グループは自然災害・事故等によるサービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止対策に取り組んでおります。しかし、ネットワークシステムや通信機器の障害などによるサービスの停止や大規模な誤請求・誤課金、販売代理店の閉鎖や物流の停止に伴う商品・サービスの提供機会損失等が発生した場合、当社グループのブランドイメージや信頼性の失墜、顧客満足度の低下により財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループのサービスの提供が停止する主な事由として以下のものが考えられます。

- ・コンピューターウイルス、サイバーアタック、ハッキング
- ・オペレーションシステムのハード、ソフトの不具合
- ・通信機器等の製品やサービスに係る欠陥
- ・電力不足、停電
- ・地震及び津波、台風、洪水等の自然災害やそれに伴う有害物質の飛散等の二次災害
- ・感染症の流行
- ・戦争、テロ、事故その他不測の事態

(4) 電気通信等に関する法規制、政策決定等

電気通信や割賦販売等に関する法律、規制の改廃または政策決定等が、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループのブランドイメージや信頼性に悪影響を与える社会的問題を含め、こうした法規制や政策決定等に対して当社グループは適切に対応していると考えておりますが、将来において適切な対応ができなかった場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の競争政策の在り方について、総務省等における様々な審議会や研究会や意見募集等を通じて、他の電気通信事業者等との公正競争を有効に機能させるための措置の必要性を訴えておりますが、この取り組みに関わらず結果として当社の競争優位性が相対的に損なわれた場合にも、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

電気通信等に関する法律、規制の改廃または政策決定や当社グループの競争優位性等の観点で、主に以下の不確実性が存在しています。

- ・モバイルビジネスモデルに関するルール
- ・事業者間接続料金の算定方式、会計制度の見直し
- ・指定電気通信設備制度、禁止行為規制の見直し
- ・携帯電話の料金その他の提供条件に関するルール
- ・MVNO等による移動通信事業への新規事業者参入
- ・電波利用ルールの見直し
- ・消費者保護に関するルールの見直し
- ・有害サイトの増加等によるインターネットに対する規制
- ・携帯電話の利用に対する規制
- ・ユニバーサルサービス制度の見直し
- ・インターネットのサービス品質計測及び広告表示に関するルール

- ・電気小売の自由化に関するルール
- ・電波の健康への影響に関する規制
- ・NTT東・西の固定電話網のIP網への移行に関するルール
- ・NTT東・西、NTTグループの事業の在り方に関する規制

(5) 公的規制

当社グループは、独占禁止法、特許、消費者、租税、環境、リサイクル関連、労働、金融等の法規制の適用を受けております。これらの規制が強化された場合や当社グループ及び業務委託先等において規制を遵守できなかった場合に、当社グループの活動が制限される、あるいは費用の増加等につながる可能性があります。

(6) 訴訟等

当社グループの商品、技術またはサービスに関して、知的財産権を含む各種権利等の侵害を理由とする訴訟が提訴される可能性があります。

また、当社グループでは、植物工場での水耕栽培による野菜の生産及び生産物の販売等を行う「植物工場事業」や、当社が運営するポータルサイトを活用した物品の販売などを行う「EC事業」の新規事業について、本格的な事業化に向けて取り組んでおります。これらの新規事業においては、安全性の確保を最優先事項として取り組んでおりますが、万一食中毒や安全衛生に関する事故、表示ミスによる商品事故等が発生した場合には、企業イメージの失墜や訴訟などによる損害賠償の支払い等によって、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保・育成

当社グループは、今後事業拡大に伴う適切な人員の増強、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、業容拡大に対して適切かつ十分な人材の確保及び育成または組織的な対応を迅速に行うことができない場合には、当社グループの業務に支障が生ずる可能性があります。また、将来において人材投資コストが増加する可能性があります。

(8) 電気通信業界の再編及び当社グループの事業再編

国内外における電気通信業界の再編は、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、将来において当社グループの事業再編を行う可能性もありますが、この再編が当社グループに好影響を与えるかどうかの保証はありません。

(9) 減損会計

当社グループは、将来において、保有する固定資産等の使用状況等によっては、損失が発生する可能性があります。

(10) KDDI株式会社との関係

当社の親会社であるKDDI株式会社（平成30年3月31日現在、当社の発行済株式総数の51.5%保有）は、多数株主として取締役の任免権など経営に影響を及ぼし得る立場にあります。

現在、当社はKDDI株式会社と同一のブランド「au」を標榜し、自ら経営責任をもち独立して事業運営を行っておりますが、通信設備等の開発や運用、研究開発や端末の調達など、取引の多くをKDDI株式会社へ高く依存しており、KDDI株式会社の財政状態及び業績が何らかの原因により著しく低下した場合やKDDI株式会社の方針の変更等により当社事業への協力体制が著しく変更された場合、KDDI株式会社のブランドイメージや信頼が何らかの原因により著しく損なわれた場合には、当社グループの財政状態及び業績、今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。また、当社がKDDI株式会社に吸収合併されたり、完全子会社化された場合には、当社株主は当該株主としての地位の変更を余儀なくされる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

業績等の状況

わが国経済は、雇用・所得環境が改善するなかで、個人消費が持ち直していることに加え、企業収益も改善しており、緩やかに回復しております。

当社業務区域である沖縄県の経済は、県内人口の増加や観光需要、県内の雇用・所得環境の改善を背景として個人消費が堅調に推移しております。また、観光・建設関連も好調を維持しており、全体として拡大しております。

情報通信市場は、携帯電話事業者が提供するサービスなどの同質化や、MVNO各社による格安SIMサービスなどの普及が進み、競争環境は厳しさを増しております。

さらに、IoTや人工知能（AI）などのテクノロジーの発展もあり、事業環境は新たな局面を迎えております。

このような情勢のもと、当連結会計年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）における当社のグループ会社を含めた経営成績は以下のとおりであります。

<業績の概要>

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	増減	増減率(%)
営業収益(百万円)	63,017	65,176	2,159	3.4
営業費用(百万円)	51,313	52,727	1,414	2.8
営業利益(百万円)	11,703	12,449	745	6.4
経常利益(百万円)	11,753	12,511	758	6.4
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	7,999	8,645	646	8.1

当期における営業収益については、モバイルサービス及びFTTHサービスの顧客基盤が拡大したことから、通信料収入が増加し、前期比2,159百万円増加（3.4%増）の65,176百万円となりました。

営業費用については、販売関連コストが増加したことなどにより、前期比1,414百万円増加（2.8%増）の52,727百万円となりました。

これらの結果、営業利益は前期比745百万円増加（6.4%増）の12,449百万円、経常利益は前期比758百万円増加（6.4%増）の12,511百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比646百万円増加（8.1%増）の8,645百万円となりました。

なお、設備投資の状況については、高速データ通信サービスに係る設備及びモバイルサービスにおけるデータトラフィックの増加に伴う通信設備の増設、FTTHサービスに係る設備の拡張などを実施したことにより、設備投資額6,392百万円となりました。

当社グループは単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当社グループにおけるサービス別の実績は、次のとおりであります。

(モバイルサービス)

< 契約数・携帯電話総販売数・ARPA >

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	増減	増減率(%)
純増数	13,300	25,800	12,500	93.8
総契約数	656,200	682,000	25,800	3.9
携帯電話総販売数	226,800	241,900	15,100	6.6
総合ARPA(円)	6,564	6,715	151	2.3
au通信ARPA(円)	6,263	6,380	117	1.9
付加価値ARPA(円)	301	335	34	11.3

当期におけるモバイルサービスの状況につきましては、UQモバイルの契約が好調なことやauのラインナップとサービスの充実、ネットワーク品質の向上など、お客さま重視のサービスに取り組んだ結果、前期と比較して総契約数が25,800契約増加(3.9%増)の682,000契約、携帯電話総販売数が15,100台増加(6.6%増)の241,900台となりました。

ARPAについては、総合ARPAは前期比151円増加(2.3%増)の6,715円となりました。このうち、au通信ARPAについては、前期比117円増加(1.9%増)の6,380円となりました。付加価値ARPAについては、「auスマートパス」の契約数の増加を主因として前期比34円増加(11.3%増)の335円となりました。

- (注) 1. 純増数、総契約数及び携帯電話総販売数には、データ専用端末、タブレット、通信モジュールサービスの契約数も含まれております。
2. 純増数、総契約数及び携帯電話総販売数は百契約未満を四捨五入しており、増減は端数処理後の数値を記載しております。
3. ARPA(Average Revenue Per Account)：契約者1人あたりの売上高。MVNO及びプリペイドを除く。
 au通信ARPA：モバイル通信料収入 ÷ au契約者数
 付加価値ARPA：付加価値ARPA収入(「決済手数料収入 + 自社サービス他収入等」) ÷ au契約者数

(FTTHサービス)

< 契約回線数・ARPU >

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	増減	増減率(%)
純増回線数	10,900	8,400	2,500	22.7
auひかりちゅら	10,500	8,000	2,500	23.8
auひかりちゅらビジネス	100	200	100	29.5
ひかりゆいまーる	200	200	0	0.6
累計回線数	78,100	86,500	8,400	10.7
auひかりちゅら	76,700	84,700	8,000	10.5
auひかりちゅらビジネス	1,100	1,300	200	16.4
ひかりゆいまーる	300	500	200	51.8
ARPU(円)	5,004	5,022	18	0.4

- (注) 1. 純増回線数及び累計回線数は百回線未満を四捨五入して表示しております。
 2. 増減については端数処理後の数値を記載しております。
 3. 純増回線数と累計回線数は、auひかりちゅら、auひかりちゅらビジネス並びにひかりゆいまーるを記載しております。
 4. ARPUについてはauひかりちゅらのARPUを記載しております。

当期におけるFTTHサービスの状況につきましては、純増回線数は前期比では2,500回線減少するも、累計回線数は前期比8,400回線増加(10.7%増)の86,500回線となりました。

財政状態の状況

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)	増減	増減率(%)
資産(百万円)	84,113	90,620	6,506	7.7
負債(百万円)	12,809	13,566	756	5.9
有利子負債(百万円)	459	481	22	4.8
純資産(百万円)	71,304	77,054	5,749	8.1
自己資本比率(%)	82.0	82.3	0.3ポイント	-

当連結会計年度末の資産の合計は、前連結会計年度末と比較して6,506百万円増加(7.7%増)の90,620百万円となりました。

当連結会計年度末の負債の合計は、前連結会計年度末と比較して756百万円増加(5.9%増)の13,566百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産の合計は、前連結会計年度末と比較して5,749百万円増加(8.1%増)の77,054百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	15,792	12,563	3,228
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	12,815	8,704	4,110
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,060	3,417	357
現金及び現金同等物の増減額(百万円)	83	441	525
現金及び現金同等物の期首残高(百万円)	2,974	2,891	83
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	2,891	3,332	441
フリー・キャッシュ・フロー(百万円)	2,976	3,859	882

(注)フリー・キャッシュ・フローは「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「投資活動によるキャッシュ・フロー」の合計であります。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、3,332百万円となりました。

なお、当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フローは3,859百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローについては、税金等調整前当期純利益が増加したものの、売上債権の増加や仕入債務が減少したことなどにより、前連結会計年度と比較して3,228百万円収入が減少し、12,563百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローについては、関係会社短期貸付金による支出が増加したものの、固定資産の取得による支出が減少したことなどにより、前連結会計年度と比較して4,110百万円支出が減少し、8,704百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローについては、配当金の支払額が増加したことなどにより、前連結会計年度と比較して357百万円支出が増加し、3,417百万円の支出となりました。

仕入及び営業の実績

a. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績は、次のとおりであります。

品種別	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	前年同期比(%)
携帯電話端末機器及び付属品(百万円)	13,377	108.4

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 営業実績

当連結会計年度の営業実績は、次のとおりであります。

事業部門	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	前年同期比(%)
電気通信事業(百万円)	45,177	102.9
附帯事業(百万円)	19,999	104.7
合計(百万円)	65,176	103.4

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、本稿に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、不確実性を内在、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループは、特に当社の連結財務諸表の作成において使用される以下の重要な会計方針が、当社グループの重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

a. 固定資産の耐用年数及び償却方法

固定資産の耐用年数については適正に見積もっております。当連結会計年度末時点では新たに耐用年数及び償却方法の変更が必要な重要な資産はありません。なお、今後、市場、環境及び技術上の変化が急速に進展した場合、あるいは新たな法律や規制が制定された場合には、適正な見積りを実施した上で耐用年数及び償却方法を変更する可能性があります。

b. 固定資産の減損

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグループ化を行っております。

現時点では、当社グループに重要な含み損を抱える資産等はありませんが、今後、保有する固定資産等の使用状況等によっては、損失が発生する可能性があります。

c. 退職給付費用及び退職給付債務

退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、死亡率、退職率、予想昇給率などがあります。割引率は複数の社債利回りを基礎に算出しており、死亡率、退職率、予想昇給率は統計数値に基づいて算出しております。

実際の結果が前提条件と異なる場合、または変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される退職給付費用、退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に影響を及ぼします。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

(営業収益)

当連結会計年度における営業収益は65,176百万円となり、前期比2,159百万円増加(3.4%増)となりました。その主な要因は以下のとおりです。

増収要因

- ・ 総契約数の増加
当連結会計年度末のモバイルサービスの総契約数は682,000契約となり、前期末比25,800の契約増加(3.9%増)となりました。
- ・ 総合ARPA(契約者1人あたりの売上高)の増加
総合ARPAは前期比151円増加(2.3%増)の6,715円となりました。このうち、au通信ARPAについては、前期比117円増加(1.9%増)の6,380円となりました。付加価値ARPAについては、「auスマートパス」の契約数の増加を主因として前期比34円増加(11.3%増)の335円となりました。
- ・ FTTH回線数の増加
「auひかりちゅら」の拡販に取り組んだ結果、当連結会計年度末のFTTH累計回線数は86,500回線となり、前期末比8,400回線の増加(10.7%増)となりました。

(営業費用)

当連結会計年度における営業費用は52,727百万円となり、前期比1,414百万円増加(2.8%増)となりました。その主な要因は以下のとおりです。

(イ) 増加要因

- ・ 売上原価の増加
スマートフォンの販売が好調であったことにより、売上原価が増加しました。
- ・ 販売関連コストの増加
他事業者との競争激化のため販売促進を行ったことにより、販売関連コストが増加しました。

(ロ) 減少要因

- ・ ポイント費用の減少
ポイントの有効期限到来により、ポイント費用が減少しました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は12,449百万円となり、前期比745百万円の増益(6.4%増)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は8,645百万円となり、前期比646百万円の増益(8.1%増)となりました。

財政状態の分析

(資産)

資産については、関係会社短期貸付金や売掛金が増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して6,506百万円増加(7.7%増)の90,620百万円となりました。

(負債)

負債については、買掛金が減少したものの、未払金が増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して756百万円増加(5.9%増)の13,566百万円となりました。

(純資産)

純資産については、配当金の支払いがあったものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上によって利益剰余金が増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して5,749百万円増加(8.1%増)の77,054百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末から0.3ポイント増加し82.3%となりました。

キャッシュ・フローの分析

「(1)経営成績等の状況の概要　キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、携帯端末機器及び付属品の購入費用のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであり、設備資金等の所要資金は自己資金で賄っております。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、資金調達に関し、低コストかつ安定的な資金の確保を基本に、財務状況や金融環境に応じ、最適と思われる調達手段を選択しております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は481百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は3,332百万円となりました。これらのいわゆる手元流動性残高につきましては、当社の財政状態及び金融環境に応じ変動しております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、高速データ通信サービスに係る設備及びモバイルサービスにおけるデータトラフィックの増加に伴う通信設備の増設、FTTHサービスに係る設備の拡張等を実施いたしました。その結果、当連結会計年度の設備投資額は無形固定資産及び長期前払費用を含め6,392百万円となりました。

なお、当社グループは、電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)										従業員数 (人)	
			機械 設備	空中線 設備	市外線 路設備	土木 設備	建物	構築物	機械及 び装置	車両	工具器 具及び 備品	土地 (面積㎡)		合計
本社他 (沖縄県那覇 市他)	電気通 信事業	電気通 信設備 等	8,947	5,176	26	14	7,681	273	44	19	443	2,087 (26,609㎡)	24,714	201

(2) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)										従業員数 (人)
			機械 設備	端末 設備	市内線 路設備	土木 設備	建物	機械及 び装置	工具器 具及び 備品	リース 資産	合計		
沖縄通信ネットワーク 株式会社 (沖縄県那覇市)	電気通 信事業	電気通 信設備 等	2,066	476	5,386	156	166	26	97	275	8,651	117	

(注) 帳簿価額には、建設仮勘定は含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資につきましては、今後の既存サービスエリアの需要予測、通話品質・サービスの信頼性の向上及び投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法	完了予定年月
当社 沖縄通信ネットワーク 株式会社	移動通信の基地局設備及び交換局 設備、FTTHサービスに係る光イン フラ設備等の新設及び増設	6,800	自己資金	平成30年度中
当社	新オフィスビル建設	未定	自己資金	平成32年度中

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	27,342,000	27,342,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	27,342,000	27,342,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日 (注)	27,068,580	27,342,000	-	1,414	-	1,614

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	12	10	80	127	5	3,905	4,139	-
所有株式数 (単元)	-	29,841	192	167,644	62,742	34	12,942	273,395	2,500
所有株式数の 割合(%)	-	10.92	0.07	61.32	22.95	0.01	4.73	100	-

(注) 1. 自己株式223株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に23株含まれております。
 2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が19単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	14,086,000	51.51
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エス エイ 380578 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L- 2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,056,500	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,022,800	3.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信 託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	977,100	3.57
ビーエヌピー パリバ セック サービス ルク センブルグ ジャスデック アバディーン グ ローバル クライアント アセット (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11番1 号)	883,200	3.23
ステート ストリート バンク アンド トラス ト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1 号)	717,700	2.62
ステート ストリート バンク アンド トラス ト カンパニー 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	697,175	2.54
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号	472,000	1.72
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	472,000	1.72
琉球放送株式会社	沖縄県那覇市久茂地2丁目3番1号	472,000	1.72
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市字城間1985番地の1	472,000	1.72
計	-	21,328,475	77.95

(注) 1. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係わる株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1,020,300 株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 928,300 株

2. 平成28年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュロージャー・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッドが、平成28年3月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
シュロージャー・イン ベストメント・マネ ジメント株式会社	東京都千代田区丸の内 1-8-3	株式 2,408,500	8.81
シュロージャー・イン ベストメント・マ ネジメント(ホン コン)リミテッド	香港 クイーンズウェイ 88、ツー・ パシフィック・プレイス 33階	株式 156,600	0.57

3. 平成29年5月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アバディーン投信投資顧問株式会社及びその共同保有者であるアバディーン アセット マネージメント アジア リミテッドが、平成29年4月28日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アバディーン投信投資顧問株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目2番3号 虎ノ門清和ビル	株式 959,900	3.51
アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド	21 チャーチストリート #01-01 キャピタルスクエア2 シンガポール 049480	株式 207,000	0.76

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,339,300	273,393	-
単元未満株式	普通株式 2,500	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	27,342,000	-	-
総株主の議決権	-	273,393	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,900株(議決権の数19個)含まれております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
沖縄セルラー電話株式会社	沖縄県那覇市松山 一丁目2番1号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	153	613,660
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	223	-	223	-

(注) 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成30年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しており、今後の事業展開に備えるための内部留保や財務体質の強化を勘案しつつ、安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び今後の事業展開を勘案し、普通配当1株当たり62円00銭の配当とし、すでに1株当たり55円00銭の中間配当を行っておりますので、年間配当金は1株当たり117円00銭となりました。この結果、当事業年度の配当性向（連結）は37.0%となりました。

内部留保資金につきましては、電気通信事業の公共性に鑑み、ネットワークの安全性・信頼性向上のための設備投資や、競争力を強化するための新サービス・新技術の開発に活用し将来の業績の向上を通じ、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年10月27日 取締役会決議	1,503	55.0
平成30年6月14日 定時株主総会決議	1,695	62.0

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	2,850	3,590	3,960	3,895	4,390
最低(円)	2,113	2,464	2,750	2,939	3,415

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	4,010	3,975	4,105	4,390	4,285	4,090
最低(円)	3,860	3,875	3,900	4,145	3,965	3,870

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員 の 状況】

男性 12名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		湯浅 英雄	昭和30年8月3日生	昭和63年10月第二電電株式会社 (現 KDDI株式会社)入社 平成15年4月同社執行役員au営業本部関東統括責任者兼 au東京支社長 平成21年6月当社取締役 平成22年6月KDDI株式会社取締役執行役員常務 平成23年4月中部テレコミュニケーション株式会社 代表取締役社長 平成27年6月当社代表取締役副社長 平成28年6月当社代表取締役社長(現在に至る) 平成28年6月沖縄通信ネットワーク株式会社取締役 (現在に至る) 平成29年6月沖縄電力株式会社取締役(現在に至る)	(注)3	2,700
専務取締役 (代表取締役)	営業本部長	仲地 正和	昭和32年12月22日生	平成元年11月第二電電株式会社 (現 KDDI株式会社)入社 平成6年10月同社宮崎営業所所長 平成9年3月同社沖縄営業所所長 平成12年10月同社ネットワーク営業本部九州支店 企画管理部長兼個人営業部長 平成13年7月当社営業部部長代理(出向) 平成16年4月KDDI株式会社より転籍 当社営業部長 平成18年6月当社理事 平成19年6月当社取締役 平成25年6月当社常務取締役営業部門担当 平成28年6月沖縄通信ネットワーク株式会社 代表取締役社長(現在に至る) 平成29年4月当社常務取締役営業本部長 平成29年6月当社代表取締役専務営業本部長 (現在に至る)	(注)3	2,300
常務取締役	技術本部長	山森 誠司	昭和37年2月1日生	昭和59年4月京セラ株式会社入社 昭和60年6月第二電電企画株式会社 (現 KDDI株式会社)へ転籍 平成21年4月同社理事設備運用本部長 平成24年4月同社理事建設本部長 平成26年4月同社理事技術企画副本部長 平成29年4月当社執行役員常務技術本部長 平成29年6月当社常務取締役技術本部長 平成29年11月当社常務取締役技術本部長兼事業活性化推 進室長(現在に至る) 平成30年6月沖縄通信ネットワーク株式会社取締役 (現在に至る)	(注)3	-
取締役	経営管理 本部長	友利 克輝	昭和35年1月21日生	昭和57年4月株式会社沖縄銀行入行 平成15年4月同行諸見支店長 平成23年6月同行執行役員ローン推進部長 平成24年6月同行執行役員審査部長 平成25年7月当社執行役員リスク管理部担当(出向) 平成26年6月当社取締役管理部門担当兼CS部門担当 平成27年6月当社取締役コーポレート部門担当 平成29年4月当社取締役経営管理本部長 平成30年3月当社取締役経営管理本部長兼アセットソ リューション推進室長(現在に至る)	(注)3	1,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		小禄 邦男	昭和10年9月20日生	昭和35年3月琉球放送株式会社入社 昭和50年5月同社取締役 昭和53年10月同社常務取締役 昭和57年1月同社代表取締役専務 昭和57年5月同社代表取締役社長 平成3年6月当社取締役(現在に至る) 平成9年6月琉球放送株式会社代表取締役会長 平成23年6月同社代表取締役最高顧問 平成29年6月同社取締役最高顧問(現在に至る)	(注)3	-
取締役		石嶺 伝一郎	昭和24年4月26日生	昭和47年4月琉球電力公社 (現 沖縄電力株式会社)入社 平成10年4月同社経理部長 平成12年6月同社総務部長 平成13年6月同社取締役総務部長 平成15年6月同社常務取締役 平成17年6月同社代表取締役副社長 離島カンパニー社長 平成19年6月沖縄電力株式会社代表取締役社長 平成25年4月同社代表取締役会長(現在に至る) 平成27年6月当社取締役(現在に至る) 平成28年11月沖縄県商工会議所連合会会長 (現在に至る)	(注)3	-
取締役		田中 孝司	昭和32年2月26日	昭和56年4月国際電信電話株式会社 (現 KDDI株式会社)入社 平成15年4月同社執行役員 平成19年6月同社取締役執行役員常務 平成22年6月同社代表取締役執行役員専務 平成22年12月同社代表取締役社長 平成30年4月同社代表取締役会長(現在に至る) 平成30年6月当社取締役(現在に至る)	(注)3	-
取締役		石川 雄三	昭和31年10月19日	昭和60年9月第二電電株式会社 (現 KDDI株式会社)入社 平成12年6月同社取締役 平成13年6月同社執行役員 平成22年6月同社取締役執行役員常務 平成23年6月当社取締役(現在に至る) KDDI株式会社取締役執行役員専務 平成26年6月同社代表取締役執行役員専務 平成28年6月同社代表取締役執行役員副社長 (現在に至る) 平成29年4月同社全社営業担当、コンシューマ事業本部長兼事業統括部担当兼メディア・CATV推進本部担当兼商品・CS統括本部担当 平成30年4月同社コンシューマ事業本部長兼メディア・CATV推進本部担当兼商品・CS統括本部長 (現在に至る)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		長尾 毅	昭和30年1月11日生	昭和52年4月国際電信電話株式会社 (現 KDDI株式会社)入社 平成12年6月同社法人営業第1部長 平成19年10月同社理事渉外・広報本部長 平成21年4月同社執行役員渉外広報本部長 平成23年4月同社理事関西総支社長兼四国総支社長 平成26年4月同社理事関西総支社長 平成27年4月当社特別顧問 平成27年6月当社常勤監査役(現在に至る)	(注)4	900
監査役		安里 昌利	昭和23年3月16日生	昭和48年5月株式会社沖縄銀行入行 平成8年7月同行審査第一部長 平成10年7月同行取締役本店営業部長 平成12年6月同行常務取締役 平成14年6月同行代表取締役頭取 平成15年6月当社監査役(現在に至る) 平成23年6月株式会社沖縄銀行代表取締役会長 平成29年6月同行相談役(現在に至る)	(注)4	-
監査役		嘉手苺 義男	昭和14年8月10日生	昭和46年11月オリオンビール株式会社入社 平成3年6月同社取締役営業部長 平成9年6月同社常務取締役 平成13年6月同社専務取締役 平成15年6月同社代表取締役副社長 平成21年6月同社代表取締役社長 平成24年6月当社監査役(現在に至る) 平成29年6月オリオンビール株式会社 代表取締役会長(現在に至る)	(注)5	-
監査役		金城 棟啓	昭和29年8月2日生	昭和52年4月株式会社琉球銀行入行 平成13年4月同行リスク管理部長兼法務室長 平成16年6月同行執行役員総合企画部長 平成17年6月同行取締役総合企画部長 平成20年6月同行常務取締役 平成24年4月同行代表取締役頭取 平成26年6月当社監査役(現在に至る) 平成29年4月株式会社琉球銀行 代表取締役会長(現在に至る)	(注)4	-
計						7,800

- (注) 1. 取締役小祿邦男及び石嶺伝一郎は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役長尾毅、監査役安里昌利、嘉手苺義男及び金城棟啓は、社外監査役であります。
 3. 平成30年6月14日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 4. 平成27年6月11日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5. 平成30年6月14日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 6. 所有株式数については、平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく記載としております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は株主の皆様にとっての企業価値を高める上で、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると考えており、経営の効率化と透明性の向上に努めてまいります。

企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

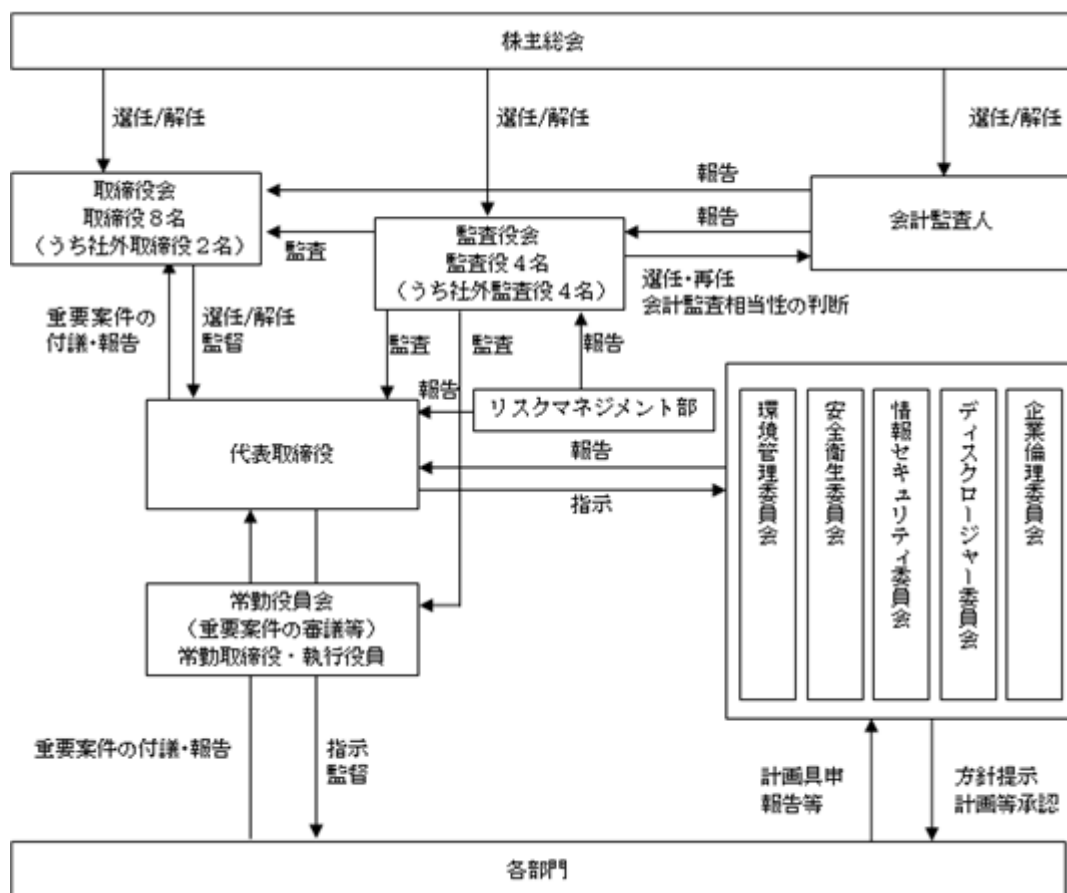
当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会を設置しております。

取締役会は、社外取締役2名を含む8名（平成30年6月14日現在）で構成し、法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督いたします。

監査役会は、社外監査役4名で構成しており、監査役は取締役会に出席するほか、社内主要会議に出席し、取締役等の職務を監査いたします。

これらのほか、常勤取締役及び執行役員で構成する常勤役員会において、業務執行に係る重要事項について審議、決定いたします。

当社の業務執行、経営の監視等の仕組みを図で示すと次のとおりであります。



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会が適切な監督機能を発揮できるよう、社外取締役を中心とした取締役会運営を採用しております。

また、適正かつ効率的な業務執行が可能となるよう、事業運営上重要な事項について常勤役員会による迅速な意思決定を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について社外役員を中心に多面的なチェックが行われることを期待しております。

c. その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

取締役会が決議する内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他、会社の業務の適正を確保する体制の強化を図り、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化並びに企業クオリティの向上を図ります。

・リスク管理体制の整備の状況

取締役等で構成される各種会議体及びリスク情報を定期的に洗い出し、これを一元的に管理するリスクマネジメント部門を中核に、全ての部門、役職員が連携して、社内関連規定に基づき、リスクを適切に管理し、経営目標の適切かつ効率的な達成に取り組んでおります。

また、電気通信事業者として、通信の秘密を保護することが企業経営の根幹であり、これを遵守します。

お客様情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバーテロの防護など会社の全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議等において、その施策を策定し役職員が連携して情報セキュリティの確保を図っております。

重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止施策を実施します。非常災害発生時等には迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたります。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

「グループ会社管理規程」に基づき、子会社からの適宜・適時な報告を行う体制を整備し、子会社との連携を図るとともに、子会社でのリスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組めます。また、当社グループの企業倫理に係る会議体を通じて、子会社の重大な法令違反、その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組むとともに、子会社の全職員が「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る体制を確保してまいります。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織につきましては、5名で構成するリスクマネジメント部が当社の業務全般を対象に実施し、内部統制体制の適切性及び有効性を定期的に検証いたします。内部監査結果は問題点の改善、是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告するほか、監査役へ報告を行います。

監査役は、定例的に会計監査人から会計監査の年度計画、会計監査の状況及びその結果についての報告を聴取するほか、必要に応じて意見交換を実施いたします。

なお、リスクマネジメント部は内部統制に関する業務を行っており、適宜監査役及び会計監査人へ内部統制の整備状況に関する報告及び意見交換を実施いたします。

社外取締役及び社外監査役

a. 社外取締役・社外監査役の員数

当社の社外取締役は2名、社外監査役は4名であります。

b. 社外取締役及び社外監査役と当社との関係

社外取締役小塚邦男は、琉球放送株式会社の取締役最高顧問であります。同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、同社は当社の株式を保有しておりますが、その保有割合は2%未満であります。

社外取締役石嶺伝一郎は、沖縄電力株式会社の代表取締役会長であります。同社との商取引は、当社の電気通信事業における電力需給取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではありません。また、同社は当社の株式を保有しておりますが、その保有割合は2%未満であります。

社外監査役長尾毅はKDDI株式会社の出身であります。当社と同社は、電気通信事業の業務運営に関して互いに協力し、必要な諸施策を検討・実施しております。また、当社は同社より携帯電話端末の仕入れ及び通信設備の購入等、取引の多くを同社へ依存しております。同氏は、当社の株式を保有しておりますが、その保有割合は1%未満であります。

社外監査役安里昌利は、株式会社沖縄銀行の相談役であります。同行との商取引は、決済取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、同行との事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、当社及び同行はお互いの株式を保有しておりますが、その保有割合は2%未満であります。

社外監査役嘉手苅義男は、オリオンビール株式会社の代表取締役会長であります。同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、当社及び同社はお互いの株式を保有しておりますが、その保有割合は2%未満であります。

社外監査役金城棟啓は、株式会社琉球銀行の代表取締役会長であります。同行との商取引は、決済取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同行の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、当社は同行の株式を保有しておりますが、その保有割合は1%未満であります。

c. 企業統治において果たす機能及び役割

当社は社外取締役を中心とした取締役会運営を採用しております。適正かつ効率的な業務執行が可能となるよう、事業運営上重要な事項について常勤役員会による迅速な意思決定を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について、社外取締役及び社外監査役を中心に多面的なチェック、監督又は監査を行います。

d. 選任するための当社からの独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性基準を有しておりません。

社外取締役小塚邦男、社外取締役石嶺伝一郎、社外監査役安里昌利、社外監査役嘉手苅義男、社外監査役金城棟啓は、沖縄県経済、沖縄県民一般の利益を代表する立場であり、親会社や当社経営陣のコントロールから一定の独立性を保持しております。一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、独立役員に指定しております。

e. 選任状況の考え方

経営の実効的な目線あるいは他社の取締役としての豊富な経験及び幅広い識見を当社事業活動の監督又は監査に取り入れる観点から選任しております。

f. 監督又は監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携

社外取締役は取締役会を通じて、社外監査役は取締役会並びに監査役会及び監査業務の遂行過程を通じて、それぞれ必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査や会計監査と相互連携を図っております。また、内部統制部門とは、本連携の枠組みの中で、適切な距離を保ちながら、コーポレート・ガバナンス強化並びに企業クオリティ向上を目指した協力関係を構築しております。

常勤の社外監査役は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門とは定期的に監査計画や監査結果についての情報交換、内部統制の整備状況に関する報告の聴取など密に連携して監査の実効性を確保しており、こうして得られた情報は他の社外監査役と共有しております。

g. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	97	80	19	4
監査役 (社外監査役を除く。)	2	2	-	1
社外役員	42	42	-	6

b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針

月額基本報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額（取締役：月額12,000千円以内、監査役：月額5,000千円以内）の範囲内において決定しております。各取締役の月額基本報酬は、それぞれの職位に応じて、経営環境等を勘案して決定しております。また、各監査役の月額基本報酬は、監査役の協議によって決定しております。

取締役の賞与については、定時株主総会の決議により、支給総額について承認いただいた上で、各取締役の賞与額は、業績等への貢献度を考慮して取締役会において決定しております。

前記以外に、平成30年6月14日開催の定時株主総会において、取締役の業績連動型株式報酬制度について、導入の決議をいただいております。

株式の保有状況

a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

9銘柄 525百万円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社沖縄銀行	34,680	147	同行と良好な関係を維持する目的で政策的に保有しております。
株式会社琉球銀行	32,000	51	同行と良好な関係を維持する目的で政策的に保有しております。

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社沖縄銀行	34,680	155	同行と良好な関係を維持する目的で政策的に保有しております。
株式会社琉球銀行	32,000	51	同行と良好な関係を維持する目的で政策的に保有しております。

会計監査の状況

当事業年度において、会計監査業務を執行した公認会計士、所属する監査法人、連続して監査に関与した会計監査期間及び補助者の構成は以下のとおりであります。

会計監査業務を執行した公認会計士	所属する監査法人名	当社継続監査年数
指定社員 業務執行社員 柴田 篤	P w C 京都監査法人	6年
指定社員 業務執行社員 若山 聡満	P w C 京都監査法人	3年
会計監査業務に係る補助者の構成	公認会計士6名、公認会計士試験合格者1名、その他6名	

コンプライアンス

全ての役職員は、職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図ります。反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組みます。企業倫理に係る会議体において、重大な法令違反その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組みます。また、社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図ります。さらに社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努めます。

取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する旨、また、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払うことができる旨定款に定めております。これは、中間配当金を取締役会の権限とすることにより、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	34	0	34	-
連結子会社	6	-	6	-
計	40	0	40	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務に関する調査・立案等でありま
 ず。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定については、監査計画の妥当性を検証した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」(昭和60年郵政省令第26号)により作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」(昭和60年郵政省令第26号)により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修への参加等をしております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
固定資産		
電気通信事業固定資産		
有形固定資産		
機械設備	35,184	36,924
減価償却累計額	23,894	25,931
機械設備(純額)	11,290	10,992
空中線設備	11,121	11,454
減価償却累計額	5,669	6,278
空中線設備(純額)	5,451	5,176
端末設備	1,173	1,182
減価償却累計額	665	706
端末設備(純額)	507	476
市内線路設備	12,238	12,919
減価償却累計額	6,820	7,532
市内線路設備(純額)	5,418	5,386
市外線路設備	37	40
減価償却累計額	10	13
市外線路設備(純額)	26	26
土木設備	206	224
減価償却累計額	45	53
土木設備(純額)	160	171
海底線設備	349	349
減価償却累計額	349	349
海底線設備(純額)	-	-
建物	11,006	10,893
減価償却累計額	2,917	3,296
建物(純額)	8,089	7,597
構築物	1,122	1,145
減価償却累計額	832	871
構築物(純額)	289	273
機械及び装置	165	164
減価償却累計額	79	94
機械及び装置(純額)	86	70
車両	161	173
減価償却累計額	157	158
車両(純額)	4	15
工具、器具及び備品	1,497	1,527
減価償却累計額	970	1,025
工具、器具及び備品(純額)	526	502
土地	2,087	2,087
建設仮勘定	520	757
有形固定資産合計	34,459	33,534

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
無形固定資産		
施設利用権	76	65
ソフトウェア	633	559
借地権	2	2
その他の無形固定資産	9	9
無形固定資産合計	721	637
電気通信事業固定資産合計	35,181	34,172
附帯事業固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	698	855
減価償却累計額	411	276
有形固定資産(純額)	286	579
有形固定資産合計	286	579
無形固定資産		
無形固定資産合計	15	10
附帯事業固定資産合計	301	589
投資その他の資産		
投資有価証券	558	552
社内長期貸付金	19	23
長期前払費用	1,002	1,992
繰延税金資産	667	620
敷金及び保証金	37	40
その他の投資及びその他の資産	64	42
貸倒引当金	37	29
投資その他の資産合計	2,311	3,242
固定資産合計	37,794	38,004
流動資産		
現金及び預金	2,891	3,332
売掛金	18,613	21,256
未収入金	1,211	1,107
貯蔵品	725	1,232
前渡金	19	63
前払費用	205	191
繰延税金資産	312	345
関係会社短期貸付金	22,507	25,210
その他の流動資産	7	11
貸倒引当金	174	136
流動資産合計	46,318	52,615
資産合計	84,113	90,620

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
固定負債		
長期借入金	184	98
リース債務	65	204
ポイント引当金	1,053	850
退職給付に係る負債	219	210
資産除去債務	187	203
その他の固定負債	38	16
固定負債合計	1,748	1,584
流動負債		
1年以内に期限到来の固定負債	111	85
買掛金	2,073	1,513
リース債務	97	92
未払金	5,849	6,672
未払費用	166	146
未払法人税等	1,743	2,145
前受金	244	182
預り金	500	852
賞与引当金	251	261
役員賞与引当金	18	20
その他の流動負債	2	8
流動負債合計	11,060	11,981
負債合計	12,809	13,566
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,414	1,414
資本剰余金	1,615	1,618
利益剰余金	65,980	71,617
自己株式	0	0
株主資本合計	69,010	74,649
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	70	76
退職給付に係る調整累計額	136	140
その他の包括利益累計額合計	66	64
非支配株主持分	2,360	2,468
純資産合計	71,304	77,054
負債・純資産合計	84,113	90,620

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
電気通信事業営業損益		
営業収益	43,924	45,177
営業費用		
営業費	11,366	12,420
施設保全費	4,613	4,543
管理費	1,670	1,780
減価償却費	5,772	5,803
固定資産除却費	752	909
通信設備使用料	6,012	6,068
租税公課	525	562
営業費用合計	30,714	32,086
電気通信事業営業利益	13,210	13,090
附帯事業営業損益		
営業収益	19,092	19,999
営業費用	20,598	20,640
附帯事業営業損失()	1,506	641
営業利益	11,703	12,449
営業外収益		
受取利息	17	23
受取配当金	6	6
受取賃貸料	8	8
受取保険金	1	12
雑収入	23	28
営業外収益合計	56	79
営業外費用		
支払利息	7	4
投資有価証券評価損	-	12
雑支出	0	0
営業外費用合計	7	16
経常利益	11,753	12,511
税金等調整前当期純利益	11,753	12,511
法人税、住民税及び事業税	3,204	3,555
法人税等調整額	200	12
法人税等合計	3,404	3,568
当期純利益	8,348	8,943
非支配株主に帰属する当期純利益	349	297
親会社株主に帰属する当期純利益	7,999	8,645

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	8,348	8,943
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	41	6
退職給付に係る調整額	53	4
その他の包括利益合計	94	2
包括利益	8,443	8,945
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,091	8,647
非支配株主に係る包括利益	352	298

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,414	1,614	60,715	0	63,744
当期変動額					
剰余金の配当			2,734		2,734
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,999		7,999
自己株式の取得				0	0
連結子会社株式の取得による 持分の増減		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	5,264	0	5,265
当期末残高	1,414	1,615	65,980	0	69,010

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	31	189	158	2,051	65,637
当期変動額					
剰余金の配当					2,734
親会社株主に帰属する 当期純利益					7,999
自己株式の取得					0
連結子会社株式の取得による 持分の増減					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	38	53	92	309	401
当期変動額合計	38	53	92	309	5,667
当期末残高	70	136	66	2,360	71,304

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,414	1,615	65,980	0	69,010
当期変動額					
剰余金の配当			3,007		3,007
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,645		8,645
自己株式の取得				0	0
連結子会社株式の取得による 持分の増減		2			2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	2	5,637	0	5,639
当期末残高	1,414	1,618	71,617	0	74,649

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	70	136	66	2,360	71,304
当期変動額					
剰余金の配当					3,007
親会社株主に帰属する 当期純利益					8,645
自己株式の取得					0
連結子会社株式の取得による 持分の増減					2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6	4	2	108	110
当期変動額合計	6	4	2	108	5,749
当期末残高	76	140	64	2,468	77,054

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	11,753	12,511
減価償却費	5,900	5,922
固定資産除却損	594	721
貸倒引当金の増減額(は減少)	50	47
ポイント引当金の増減額(は減少)	30	202
賞与引当金の増減額(は減少)	12	9
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	65	8
受取利息及び受取配当金	24	30
支払利息	7	4
投資有価証券評価損益(は益)	-	12
売上債権の増減額(は増加)	376	2,642
たな卸資産の増減額(は増加)	134	444
仕入債務の増減額(は減少)	721	560
未払金の増減額(は減少)	249	237
その他	53	213
小計	18,854	15,696
利息及び配当金の受取額	24	30
利息の支払額	7	4
補償金の受取額	-	4
法人税等の支払額	3,079	3,162
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,792	12,563
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,214	4,793
有形固定資産の売却による収入	41	13
無形固定資産の取得による支出	299	123
投資有価証券の取得による支出	0	-
投資有価証券の売却による収入	2	2
関係会社短期貸付金による支出	24,216	27,022
関係会社短期貸付金の回収による収入	18,620	24,319
事業譲受による支出	23	-
その他の支出	737	1,135
その他の収入	12	35
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,815	8,704
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	162	111
リース債務の返済による支出	122	109
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	2,733	3,007
非支配株主への配当金の支払額	23	23
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	18	164
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,060	3,417
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	83	441
現金及び現金同等物の期首残高	2,974	2,891
現金及び現金同等物の期末残高	2,891	3,332

【注記事項】

当連結財務諸表における科目分類は、連結財務諸表提出会社が「財務諸表等規則」第2条に規定する別記11の電気通信業であるため、「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）第5条における科目分類に準拠しております。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

沖縄通信ネットワーク株式会社

沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社については、当社を分割会社とする会社分割（新設分割）により子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備

定率法を採用しております。

機械設備を除く有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9年

空中線設備 10～21年

建物 6～50年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au WALLETポイントプログラム」「au ポイントプログラム」）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・ 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年 3月30日 企業会計基準委員会)
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年 3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年 5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は平成30年 1月 1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の 1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年 3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3月31日)
機械設備	66百万円	47百万円
端末設備	4	2
市内線路設備	26	16
土木設備	12	11
建物	87	76
工具、器具及び備品	0	0
計	197	154

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3月31日)
長期借入金	184百万円	98百万円
1年以内に期限到来の固定負債	111	85

(連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	58百万円	9百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	58	9
税効果額	17	2
その他有価証券評価差額金	41	6
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	61	15
組替調整額	15	9
税効果調整前	76	5
税効果額	23	1
退職給付に係る調整額	53	4
その他の包括利益合計	94	2

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	27,342,000	-	-	27,342,000
合計	27,342,000	-	-	27,342,000
自己株式				
普通株式(注)	68	2	-	70
合計	68	2	-	70

(注)自己株式(普通株式)の増加2株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月16日 定時株主総会	普通株式	1,367	50.0	平成28年3月31日	平成28年6月17日
平成28年10月26日 取締役会	普通株式	1,367	50.0	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月15日 定時株主総会	普通株式	1,503	利益剰余金	55.0	平成29年3月31日	平成29年6月16日

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	27,342,000	-	-	27,342,000
合計	27,342,000	-	-	27,342,000
自己株式				
普通株式（注）	70	153	-	223
合計	70	153	-	223

（注）自己株式（普通株式）の増加153株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年6月15日 定時株主総会	普通株式	1,503	55.0	平成29年3月31日	平成29年6月16日
平成29年10月27日 取締役会	普通株式	1,503	55.0	平成29年9月30日	平成29年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成30年6月14日 定時株主総会	普通株式	1,695	利益剰余金	62.0	平成30年3月31日	平成30年6月15日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
現金及び預金勘定	2,891百万円	3,332百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	2,891	3,332

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を営業活動による現金収入や金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資はKDDIグループ企業に対する短期的な貸付金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金並びに関係会社短期貸付金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金や未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金、リース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的とした長期の取引であり、そのほとんどが固定金利で取引を実施しております。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)現金及び預金	2,891	2,891	-
(2)売掛金	18,613		
貸倒引当金	174		
	18,438	18,438	-
(3)未収入金	1,211	1,211	-
(4)関係会社短期貸付金	22,507	22,507	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	224	224	-
資産計	45,272	45,272	-
(6)長期借入金（1年以内期限到来）	111	111	-
(7)買掛金	2,073	2,073	-
(8)リース債務（流動負債）	97	97	-
(9)未払金	5,849	5,849	-
(10)未払法人税等	1,743	1,743	-
(11)長期借入金	184	185	1
(12)リース債務（固定負債）	65	64	0
負債計	10,125	10,125	0

売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)現金及び預金	3,332	3,332	-
(2)売掛金	21,256		
貸倒引当金	136		
	21,120	21,120	-
(3)未収入金	1,107	1,107	-
(4)関係会社短期貸付金	25,210	25,210	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	234	234	-
資産計	51,004	51,004	-
(6)長期借入金（1年以内期限到来）	85	85	-
(7)買掛金	1,513	1,513	-
(8)リース債務（流動負債）	92	92	-
(9)未払金	6,672	6,672	-
(10)未払法人税等	2,145	2,145	-
(11)長期借入金	98	98	0
(12)リース債務（固定負債）	204	200	4
負債計	10,812	10,808	4

売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを帳簿価額とみなしております。

(4)関係会社短期貸付金

親会社であるKDDI株式会社との金銭消費貸借契約に基づく貸付金であります。契約では当社の意向により随時貸付金の回収が可能であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(6)長期借入金（1年以内期限到来）、(7)買掛金、(8)リース債務（流動負債）、(9)未払金、(10)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11)長期借入金、(12)リース債務（固定負債）

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式等	333	318

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,891	-	-	-
売掛金	14,377	4,235	-	-
未収入金	1,211	-	-	-
関係会社短期貸付金	22,507	-	-	-
合計	40,987	4,235	-	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,332	-	-	-
売掛金	14,023	7,232	-	-
未収入金	1,107	-	-	-
関係会社短期貸付金	25,210	-	-	-
合計	43,673	7,232	-	-

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	111	85	71	26	-	-
リース債務	97	43	21	-	-	-
合計	209	129	93	26	-	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	85	71	26	-	-	-
リース債務	92	70	48	48	36	-
合計	178	142	75	48	36	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	224	113	110
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	224	113	110
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		224	113	110

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 333百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成30年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	234	113	120
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	234	113	120
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		234	113	120

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 318百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付企業年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

また、企業年金基金は平成15年4月に設立された複数事業主制度によるKDDI企業年金基金に加入しております。

連結子会社の一部は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,805百万円
勤務費用	129
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	63
簡便法で計算した退職給付費用	35
退職給付の支払額	37
退職給付債務の期末残高	1,879

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,521百万円
期待運用収益	30
数理計算上の差異の発生額	2
事業主からの拠出額	130
退職給付の支払額	19
年金資産の期末残高	1,660

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,671百万円
年金資産	1,660
	11
非積立型制度の退職給付債務	207
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	219
退職給付に係る負債	219
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	219

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	129百万円
利息費用	9
期待運用収益	30
数理計算上の差異の費用処理額	22
過去勤務費用の費用処理額	6
簡便法で計算した退職給付費用	35
確定給付制度に係る退職給付費用	160

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	6百万円
数理計算上の差異	83
合 計	76

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	6百万円
未認識数理計算上の差異	201
合 計	194

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	48%
株式	17
その他	35
合 計	100

(注) その他の中には、ヘッジファンド、プライベートエクイティ、現金を含んでおります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率（加重平均） 0.9%

長期期待運用収益率 2.0%

予想昇給率は平成27年3月31日を基準日として算定した資格及び等級ポイントに基づく昇給指数を使用しております。

3. 複数事業主制度

確定給付制度の注記に含めて記載しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付企業年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

また、企業年金基金は平成15年4月に設立された複数事業主制度によるKDDI企業年金基金に加入しております。

連結子会社の一部は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,879百万円
勤務費用	125
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	14
簡便法で計算した退職給付費用	36
退職給付の支払額	17
退職給付債務の期末残高	2,051

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,660百万円
期待運用収益	33
数理計算上の差異の発生額	0
事業主からの拠出額	152
退職給付の支払額	5
年金資産の期末残高	1,840

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,818百万円
年金資産	1,840
	21
非積立型制度の退職給付債務	232
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	210
退職給付に係る負債	210
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	210

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	125百万円
利息費用	11
期待運用収益	33
数理計算上の差異の費用処理額	15
過去勤務費用の費用処理額	6
簡便法で計算した退職給付費用	36
確定給付制度に係る退職給付費用	150

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	6百万円
数理計算上の差異	0
合 計	5

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	- 百万円
未認識数理計算上の差異	200
合 計	200

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	48%
株式	14
その他	38
合 計	100

(注) その他の中には、ヘッジファンド、プライベートエクイティ、現金を含んでおります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率（加重平均） 0.8%

長期期待運用収益率 2.0%

予想昇給率は平成27年3月31日を基準日として算定した資格及び等級ポイントに基づく昇給指数を使用しております。

3. 複数事業主制度

確定給付制度の注記に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)
 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産(固定)		
減価償却費超過額	278 百万円	287 百万円
退職給付に係る負債	70	65
ポイント引当金	317	254
資産除去債務	56	60
その他	30	42
小計	752	712
同一納税主体における繰延税金負債(固定)との相殺	85	91
計	667	620
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	31	36
資産除去債務	53	55
小計	85	91
同一納税主体における繰延税金資産(固定)との相殺	85	91
計	-	-
繰延税金資産(流動)		
貸倒引当金	52	40
賞与引当金	76	78
貯蔵品評価損否認	14	30
未払事業税否認	50	104
未確定債務否認	37	39
前受金否認	70	51
その他	11	0
計	312	345

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.1%	30.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
税額控除に伴う調整額	3.0	2.7
その他	1.8	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0	28.5

(企業結合等関係)

会社分割(簡易新設分割による子会社設立)

当社は、平成29年7月26日開催の取締役会の決議に基づき、平成29年9月1日を効力発生日として、会社分割によって沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社を設立いたしました。

1.取引の概要

(1)会社分割の理由

当社は、農産物生産・販売事業及び観光事業を今後の成長基盤の一つとして考えております。

また、同事業の更なる競争力の強化、売上の拡大を図るべく、会社分割の手法を用いて当社の完全子会社に承継させることと致しました。

今回の分社化により、経営責任の明確化、経営判断の迅速化、他社との事業提携及び投資効率の最大化を実現し、当社グループの更なる企業価値の向上を目指してまいります。

(2)企業結合日

平成29年9月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割(簡易新設分割)

(4)結合後企業の名称

沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社(当社の連結子会社)

2.実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	携帯電話 サービス	携帯電話 端末販売	その他	合計
外部顧客への売上高 (百万円)	37,432	15,071	10,513	63,017

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

連結貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	携帯電話 サービス	携帯電話 端末販売	その他	合計
外部顧客への売上高 (百万円)	38,148	15,757	11,270	65,176

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

連結貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	KDDI株式会社	東京都 新宿区	141,851	電気通信 事業	(被所有) 直接 51.5 間接 -	携帯電話端末の仕入、 通信設備の購入及び保 守の委託等	業務受託及び アクセス チャージ（受 取）	270	-	-
							貸付金の回収	18,620	関係会 社短期 貸付金	22,507
							資金の貸付	24,216		
							利息の受取	16	-	-
							携帯電話端末 及び関連商品 の購入	12,345	買掛金	1,899
							通信システム 等の購入	2,449	未払金	838
							業務委託及び アクセス チャージ（支 払）	1,803	未払金	67
							業務委託回線 料	1,572	未払金	161
							システム使用 料・保守料	1,069	未払金	855
							債権譲渡手数 料	1,068	-	-
							支援・指導料	421	未払金	40

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	(被所有)直接 51.5 間接 -	携帯電話端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等 役員の兼任2名	業務受託及びアクセスチャージ(受取)	232	-	-
							貸付金の回収	24,319	関係会社短期貸付金	25,210
							資金の貸付	27,022	-	-
							利息の受取	22	-	-
							携帯電話端末及び関連商品の購入	13,377	買掛金	1,356
							通信システム等の購入	2,744	未払金	236
							業務委託及びアクセスチャージ(支払)	1,881	未払金	150
							業務委託回線料	1,657	未払金	161
							システム使用料・保守料	1,028	未払金	832
							債権譲渡手数料	1,099	-	-
							支援・指導料	422	未払金	38

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 業務受託及び業務委託については、双方協議のうえ卸電気通信役務の提供に関する契約等を締結しております。また、アクセスチャージについては、双方協議のうえ相互接続に関する協定を締結しております。

(2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(3) 携帯電話端末の仕入及び通信システム等の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。

(4) 業務委託回線料については、交渉のうえ定められた利用契約に関する取引条件に基づき支払っております。

(5) システム使用料・保守料及び債権譲渡手数料については、一般取引条件を参考に双方協議のうえ決定しております。

(6) 支援・指導料については、経営及び業務支援の対価として、協議のうえ定められた料率を基に算定し支払っております。

2. 親会社に関する注記

KDDI株式会社(東京証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	2,521.55円	2,727.90円
1株当たり当期純利益金額	292.56円	316.20円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	7,999	8,645
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	7,999	8,645
期中平均株式数(千株)	27,341	27,341

(重要な後発事象)

(役員に対する株式報酬制度の導入について)

当社は、平成30年4月25日開催の取締役会において、取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ)を対象とした、新しい株式報酬制度(以下「本制度」)の導入について決議しました。なお、本制度については、平成30年6月14日開催の定時株主総会(以下「本株主総会」)にて承認されております。

1. 本制度導入の目的

- (1) 当社は、取締役の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確化し、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入します。
- (2) 本制度では、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託(以下「B I P 信託」)と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度と同様に、役位及び業績目標達成度等に応じて取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」)を交付及び給付(以下「交付等」)する、役員向けの株式報酬制度です。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、平成31年3月末日で終了する連結会計年度から平成33年3月末日で終了する連結会計年度までの3事業年度(以下「対象期間」)を対象として、毎連結会計年度の取締役の役位及び業績目標の達成度等に応じて、役員報酬として退任時に当社株式を交付する株式報酬制度です。下記(4)イの信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入に係る本株主総会承認決議

当社は本株主総会において、B I P 信託に拠出する金額の上限及び取締役に對して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を運営します。
なお、下記(4)イによるB I P 信託の継続を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者

取締役は、当該取締役の退任時に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、B I P 信託から退任時の累積ポイント(下記(5)に定める)に相当する数の当社株式等の交付等を受けます。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

平成30年8月1日(予定)から平成33年9月末日(予定)までの約3年間とします。

イ B I P 信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、B I P 信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間B I P 信託の信託期間を延長し、当社は本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、延長された期間ごとに追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に對するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長時に信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。以下「残存株式」)及び金銭(以下残存株式と併せて「残存株式等」)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とし、残存株式とB I P 信託が追加取得する株式数の合計は取得株式数の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様にB I P 信託を再継続することがあります。

ウ B I P 信託終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役が付与されるポイントの決定は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、B I P 信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役に交付される株式数

信託期間中、役員及び毎連結会計年度（初回は平成31年3月末日で終了する連結会計年度）における業績目標の達成度等に応じて、当該連結会計年度終了後の所定の時期に、ポイントが付与されます。取締役の退任時に、付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント」）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

(6) B I P 信託に拠出される信託金の上限及びB I P 信託が取得する当社株式の株数の上限

信託期間内に当社がB I P 信託に拠出する信託金の上限額及び取締役に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下のとおりとします。

当社がB I P 信託に拠出する信託金の合計上限額 80百万円 1
1 連結会計年度あたりに取締役に對して付与されるポイントの総数の上限数 7,500ポイント 2、3

(7) B I P 信託による当社株式の取得方法

B I P 信託による当社株式の取得は、上記(6)の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(8) 取締役に對する当社株式等の交付等の方法

受益者要件を満たす取締役は、累積ポイントの60%に相当する当社株式（単元未満株式については切捨）の交付をB I P 信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数についてはB I P 信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付をB I P 信託から受けます。なお、受益者要件を満たす取締役が死亡した場合は、当該取締役の相続人が、累積ポイントの全てに相当する株式数の当社株式について、B I P 信託内で換価処分した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付をB I P 信託から受けるものとします。

(9) B I P 信託内の当社株式に関する議決権行使

B I P 信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) B I P 信託内の当社株式に係る配当の取扱い

B I P 信託内の当社株式に係る配当は、B I P 信託が受領し、B I P 信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。

(11) B I P 信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、B I P 信託の終了時（上記(4)ウによる信託期間の延長を行った場合は延長された信託期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、B I P 信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄付を予定しています。また、信託期間満了時に生じたB I P 信託内の当社株式に係る配当の残余は、B I P 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりB I P 信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

- 1 信託金の上限額は、現在の取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。
- 2 上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。
- 3 信託期間において、B I P 信託が取得する株式数（以下「取得株式数」）は、かかる1連結会計年度あたりに取締役に對して付与されるポイントの総数の上限数に相当する株式数に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数（22,500株）を上限とします。

(管理職に対するインセンティブプラン(株式付与制度)の導入について)

当社は、平成30年4月25日開催の取締役会において、管理職以上の従業員(以下「従業員」)向けのインセンティブプランとして「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」)の導入を決議しました。

1. E S O P信託導入の目的

従業員の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するためのインセンティブ付けを図ることを目的として、E S O P信託を導入します。

2. E S O P信託の概要

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することによりE S O P信託を設定します。E S O P信託は予め定める株式交付規程に基づき従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を株式市場から取得します。その後、E S O P信託は、株式交付規程に従い、毎連結会計年度の役位及び業績目標の達成度等に応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、従業員の退職時に交付及び給付を行うものです。E S O P信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

E S O P信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促す効果が期待できます。

なお、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

3. 信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社(予定) (共同受託者日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	平成30年8月1日(予定)
信託の期間	平成30年8月1日(予定)~平成33年9月末日(予定)
制度開始日	平成30年9月1日(予定)
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の金額	100百万円(予定)(信託報酬・信託費用を含みます。)
株式の取得時期	平成30年8月3日(予定)~平成30年9月20日(予定)
株式の取得方法	株式市場から取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。

(注)上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	111	85	1.68	-
1年以内に返済予定のリース債務	97	92	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	184	98	1.75	平成31年～32年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	65	204	-	平成31年～35年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	459	481	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	71	26	-	-
リース債務	70	48	48	36

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	15,455	31,048	48,463	65,176
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	3,108	6,511	9,930	12,511
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万円)	2,113	4,459	6,806	8,645
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	77.30	163.10	248.93	316.20

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	77.30	85.81	85.83	67.27

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
固定資産		
電気通信事業固定資産		
有形固定資産		
機械設備	29,059	30,503
減価償却累計額	19,730	21,575
機械設備(純額)	9,329	8,927
空中線設備	11,121	11,454
減価償却累計額	5,669	6,278
空中線設備(純額)	5,451	5,176
市外線路設備	37	40
減価償却累計額	10	13
市外線路設備(純額)	26	26
土木設備	22	22
減価償却累計額	7	7
土木設備(純額)	15	14
建物	10,414	10,396
減価償却累計額	2,546	2,959
建物(純額)	7,868	7,437
構築物	1,116	1,139
減価償却累計額	828	866
構築物(純額)	288	273
機械及び装置	93	93
減価償却累計額	41	49
機械及び装置(純額)	51	44
車両	161	173
減価償却累計額	157	158
車両(純額)	4	15
工具、器具及び備品	1,128	1,161
減価償却累計額	704	752
工具、器具及び備品(純額)	424	409
土地	2,087	2,087
建設仮勘定	243	457
有形固定資産合計	25,791	24,868
無形固定資産		
施設利用権	41	33
ソフトウェア	632	559
借地権	2	2
その他の無形固定資産	7	7
無形固定資産合計	683	602
電気通信事業固定資産合計	26,475	25,471

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
附帯事業固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	186	356
減価償却累計額	53	52
有形固定資産(純額)	133	303
有形固定資産合計	133	303
無形固定資産		
無形固定資産合計	15	7
附帯事業固定資産合計	148	311
投資その他の資産		
投資有価証券	532	525
関係会社株式	904	1,121
社内長期貸付金	19	23
長期前払費用	982	1,851
前払年金費用	183	222
繰延税金資産	441	398
敷金及び保証金	37	39
その他の投資及びその他の資産	37	28
貸倒引当金	37	28
投資その他の資産合計	3,100	4,183
固定資産合計	29,724	29,965
流動資産		
現金及び預金	2,356	2,670
売掛金	18,365	20,556
未収入金	1,200	1,072
貯蔵品	657	1,169
前渡金	19	63
前払費用	122	109
繰延税金資産	288	317
関係会社短期貸付金	27,073	30,471
その他の流動資産	3	6
貸倒引当金	173	134
流動資産合計	49,913	56,302
資産合計	79,638	86,268

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
固定負債		
ポイント引当金	1,053	850
資産除去債務	187	203
その他の固定負債	16	16
固定負債合計	1,257	1,070
流動負債		
買掛金	1,989	1,439
未払金	5,756	6,343
未払費用	127	120
未払法人税等	1,641	2,047
前受金	244	182
預り金	492	841
賞与引当金	195	202
役員賞与引当金	17	19
流動負債合計	10,465	11,195
負債合計	11,723	12,266
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,414	1,414
資本剰余金		
資本準備金	1,614	1,614
資本剰余金合計	1,614	1,614
利益剰余金		
利益準備金	64	64
その他利益剰余金		
別途積立金	55,300	60,100
繰越利益剰余金	9,454	10,736
利益剰余金合計	64,818	70,900
自己株式	0	0
株主資本合計	67,847	73,929
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	66	72
評価・換算差額等合計	66	72
純資産合計	67,914	74,002
負債・純資産合計	79,638	86,268

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
電気通信事業営業損益		
営業収益	42,003	43,333
営業費用		
営業費	10,958	11,706
施設保全費	3,201	3,038
管理費	1,441	1,530
減価償却費	4,348	4,302
固定資産除却費	429	435
通信設備使用料	8,480	8,769
租税公課	407	430
営業費用合計	29,266	30,213
電気通信事業営業利益	12,736	13,120
附帯事業営業損益		
営業収益	18,561	19,213
営業費用	1 20,221	1 19,968
附帯事業営業損失()	1,659	754
営業利益	11,077	12,365
営業外収益		
受取利息	2 28	2 32
受取配当金	2 29	2 30
受取賃貸料	10	12
受取保険料	-	10
雑収入	18	21
営業外収益合計	87	107
営業外費用		
投資有価証券評価損	-	12
営業外費用合計	-	12
経常利益	11,164	12,461
税引前当期純利益	11,164	12,461
法人税、住民税及び事業税	2,980	3,361
法人税等調整額	158	10
法人税等合計	3,139	3,371
当期純利益	8,024	9,090

【電気通信事業営業費用明細表】

科目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)			当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
	事業費 (百万円)	管理費 (百万円)	計 (百万円)	事業費 (百万円)	管理費 (百万円)	計 (百万円)
人件費	1,253	527	1,781	1,226	588	1,814
経費	12,616	913	13,530	13,240	941	14,182
消耗品費	241	22	263	305	21	326
借料・損料	701	14	716	671	15	687
保険料	28	7	35	31	8	40
光熱水道料	477	40	518	548	43	592
修繕費	703	1	704	528	2	530
旅費交通費	28	14	43	30	20	51
通信運搬費	182	9	192	203	10	213
広告宣伝費	1,726	24	1,751	2,121	18	2,140
交際費	17	12	30	18	24	42
厚生費	2	30	33	1	27	28
作業委託費	3,277	257	3,534	3,529	272	3,801
雑費	5,227	479	5,707	5,249	476	5,726
業務委託費	320	-	320	292	-	292
貸倒損失	32	-	32	14	-	14
小計	14,159	1,441	15,600	14,744	1,530	16,274
減価償却費			4,348			4,302
固定資産除却費			429			435
通信設備使用料			8,480			8,769
租税公課			407			430
合計			29,266			30,213

(注) 1. 事業費には営業費、施設保全費が含まれております。

2. 人件費には、賞与引当金繰入額が前事業年度175百万円、当事業年度185百万円及び役員賞与引当金繰入額が前事業年度17百万円、当事業年度19百万円並びに退職給付費用が前事業年度116百万円、当事業年度106百万円含まれております。

3. 貸倒損失には、貸倒引当金繰入額が前事業年度17百万円、当事業年度16百万円含まれております。また、償却済債権回収額が前事業年度20百万円、当事業年度18百万円含まれております。

4. 作業委託費には、当社が行う業務を他の者に委託した対価のうち、業務委託費に含まれるものを除いて計上しております。

5. 雑費には、販売手数料が含まれております。また、ポイント引当金繰入額が前事業年度973百万円、当事業年度772百万円含まれております。

6. 業務委託費には、電気通信役務提供に係わる業務を他の者に委託した対価を計上しており、通信設備の保守費等が含まれております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,414	1,614	1,614	64	50,900	8,563	59,527	0
当期変動額								
別途積立金の積立					4,400	4,400	-	
剰余金の配当						2,734	2,734	
当期純利益						8,024	8,024	
自己株式の取得								0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	4,400	890	5,290	0
当期末残高	1,414	1,614	1,614	64	55,300	9,454	64,818	0

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	62,557	30	30	62,587
当期変動額				
別途積立金の積立	-			-
剰余金の配当	2,734			2,734
当期純利益	8,024			8,024
自己株式の取得	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		36	36	36
当期変動額合計	5,290	36	36	5,326
当期末残高	67,847	66	66	67,914

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,414	1,614	1,614	64	55,300	9,454	64,818	0
当期変動額								
別途積立金の積立					4,800	4,800	-	
剰余金の配当						3,007	3,007	
当期純利益						9,090	9,090	
自己株式の取得								0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	4,800	1,282	6,082	0
当期末残高	1,414	1,614	1,614	64	60,100	10,736	70,900	0

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	67,847	66	66	67,914
当期変動額				
別途積立金の積立	-			-
剰余金の配当	3,007			3,007
当期純利益	9,090			9,090
自己株式の取得	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		5	5	5
当期変動額合計	6,081	5	5	6,087
当期末残高	73,929	72	72	74,002

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

機械設備

定率法を採用しております。

機械設備を除く有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備	9年
空中線設備	10～21年
建物	6～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

当社は、当事業年度末において年金資産の見込額が退職給付債務見込額から、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au WALLETポイントプログラム」「au ポイントプログラム」）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当事業年度負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する負債には次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動負債		
買掛金	1,899百万円	1,371百万円
未払金	3,780	4,022

2 偶発債務

沖縄通信ネットワーク株式会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
沖縄通信ネットワーク(株)(借入債務)	295百万円	沖縄通信ネットワーク(株)(借入債務) 184百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社からの移動機仕入高で販売原価相当額となるものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
販売原価相当額	12,501百万円	13,104百万円

2 関係会社に係る営業外収益は次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
受取利息	27百万円	32百万円
受取配当金	24	24

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	68	2	-	70
合計	68	2	-	70

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加2株は、単元未満株式の買取によるものであります。

当事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	70	153	-	223
合計	70	153	-	223

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加153株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は1,121百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は904百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費超過額	183百万円	208百万円
未払事業税否認	46	98
未確定債務否認	35	36
前受金否認	70	51
ポイント引当金	317	254
賞与引当金	58	66
貯蔵品評価損否認	14	30
資産除去債務	56	60
その他	84	62
繰延税金資産合計	866	869
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	28	31
資産除去債務	53	55
前払年金費用	54	66
繰延税金負債合計	136	153
繰延税金資産の純額	729	716

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.1%	30.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
税額控除に伴う調整額	2.8	2.4
その他	0.7	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.1	27.1

(企業結合等関係)

「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」をご参照ください。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	2,483.90円	2,706.57円
1株当たり当期純利益金額	293.50円	332.46円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額(百万円)	8,024	9,090
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	8,024	9,090
期中平均株式数(千株)	27,341	27,341

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

【附属明細表】

当社の附属明細表は、財務諸表等規則第122条第6号の規定により作成しております。

【固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
電気通信事業有形固定 資産							
機械設備(注)1	29,059	2,275	832	30,503	21,575	2,490	8,927
空中線設備(注)2	11,121	625	291	11,454	6,278	768	5,176
市外線路設備	37	2	-	40	13	2	26
土木設備	22	-	-	22	7	0	14
建物	10,414	0	18	10,396	2,959	426	7,437
構築物	1,116	32	8	1,139	866	44	273
機械及び装置	93	-	-	93	49	7	44
車両	161	11	-	173	158	1	15
工具、器具及び備品	1,128	106	73	1,161	752	114	409
土地	2,087	-	-	2,087	-	-	2,087
建設仮勘定	243	4,697	4,483	457	-	-	457
小計	55,486	7,751	5,707	57,530	32,662	3,856	24,868
附帯事業有形固定資産	186	207	38	356	52	15	303
有形固定資産合計	55,673	7,959	5,746	57,887	32,714	3,872	25,172
無形固定資産							
電気通信事業無形固定 資産							
施設利用権	121	-	23	98	64	6	33
ソフトウェア	972	123	51	1,045	485	197	559
借地権	2	-	-	2	-	-	2
その他の無形固定資産	7	-	-	7	-	-	7
小計	1,104	123	75	1,153	550	204	602
附帯事業無形固定資産	21	-	11	9	2	1	7
無形固定資産合計	1,125	123	86	1,163	552	206	610
長期前払費用	1,425	1,119	220	2,325	473	238	1,851
長期前払費用合計	1,425	1,119	220	2,325	473	238	1,851

(注)1. 機械設備の主な増加は基地局設備及び交換局設備で、主な減少は基地局設備及び交換局設備の除却によるものであります。

2. 空中線設備の主な増加は、基地局設備の鉄塔及びアンテナで、主な減少は基地局設備の鉄塔及びアンテナの除却によるものであります。

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

【引当金明細表】

科目	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金 (注) 1	211	162	8	202	162
退職給付引当金 (注) 1、2	183	113	152	-	222
ポイント引当金 (注) 1	1,053	772	975	-	850
賞与引当金 (注) 1	195	202	195	-	202
役員賞与引当金 (注) 1	17	19	17	-	19

(注) 1. 引当金の計上理由及び金額の算定方法については、注記事項の重要な会計方針4.引当金の計上基準に記載しております。

2. 退職給付引当金の期末残高については前払年金費用を計上しているため、マイナス残高を計上しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで															
定時株主総会	6月中															
基準日	3月31日															
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日															
1単元の株式数	100株															
単元未満株式の買取り																
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部															
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社															
取次所																
買取手数料	無料															
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL https://www.au.com/okinawa_cellular/															
株主に対する特典	<p>2018年3月31日現在の株主名簿に記録された株主のうち、1単元(100株)以上を保有する株主に対し、以下のとおり株主優待を実施する。</p> <p>「au WALLET Market 商品カタログギフト」を贈呈</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">保有期間</th> </tr> <tr> <th>5年未満</th> <th>5年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">保有株式数</th> <td>100～999株</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・保有期間は同一株主番号で3月31日の株主名簿に連続して記録されている年数となります。なお、本株主優待制度導入以前も含む通算期間を算定します。</p>					保有期間		5年未満	5年以上	保有株式数	100～999株	3,000円	5,000円	1,000株以上	5,000円	10,000円
		保有期間														
		5年未満	5年以上													
保有株式数	100～999株	3,000円	5,000円													
	1,000株以上	5,000円	10,000円													

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第26期）（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）平成29年6月15日沖縄総合事務局長に提出

(2) 内部統制報告書

平成29年6月15日沖縄総合事務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第27期第1四半期）（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）平成29年8月3日沖縄総合事務局長に提出

（第27期第2四半期）（自平成29年7月1日 至平成29年9月30日）平成29年11月6日沖縄総合事務局長に提出

（第27期第3四半期）（自平成29年10月1日 至平成29年12月31日）平成30年2月2日沖縄総合事務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成29年6月23日沖縄総合事務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月14日

沖縄セルラー電話株式会社

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 篤 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡満 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、沖縄セルラー電話株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、沖縄セルラー電話株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6月14日

沖縄セルラー電話株式会社

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 篤 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡満 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。